令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年1月1日~6月30日現在)

函館労働基準監督署

		V A	\triangle	令和5年6月末					令和4年6月末					対前年 ""			令和4年(確定)				
· 	区 分 業種別		死亡		- -	計		死亡	休業4日以上		計		増減数	増 減 率 (%)	業種·割合(%)	死 亡			計		
全	産業	合	計	2	473	(13)	475	(13)	2	279	(14)	281	(14)	194	69.0	100.0	8	1844	(24)	1852 ((24)
除	く鉱	業	計	2	473	(13)	475	(13)	2	279	(14)	281	(14)	194	69.0	100.0	8	1844	(24)	1852 ((24)
製	造		業		61		61			41	(1)	41	(1)	20	48.8	12.8		138	(2)	138	(2)
	水 産 食	料	品		31		31			18	(1)	18	(1)	13	72.2	6.5		64	(2)	64	(2)
	他の食	料	品		13		13			8		8		5	62.5	2.7		35		35	
内	木材木製品	品・家	`具		6		6			2		2		4	200.0	1.3		5		5	
	窯業土	石 製	品							2		2		-2	-100.0			8		8	
訳	金属·	機	械		3		3			3		3				0.6		9		9	
	輸送用	機械	等		3		3			2		2		1	50.0	0.6		4		4	
	そ の		他		5		5			6		6		-1	-16.7	1.1		13		13	
鉱			業																		
土	石 採	取	業																		
建	設		業		34	(3)	34	(3)	1	30		31		3	9.7	7.2	5	81		86	
	土木工	事	業		12	(3)	12	(3)	1	19		20		-8	-40.0	2.5	4	49		53	
内	建築工	事	業		14		14			9		9		5	55.6	2.9	1	22		23	
訳	木 造 建	築	業		3		3			1		1		2	200.0	0.6		4		4	
	その他の	建設	業		5		5			1		1		4	400.0	1.1		6		6	
道	路貨物資	軍送	業		24	(1)	24	(1)		26	(1)	26	(1)	-2	-7.7	5.1		56	(1)	56	(1)
そ	の他の	運	輸		5	(1)	5	(1)		7	(4)	7	(4)	-2	-28.6	1.1		17	(7)	17	(7)
陸	上貨物耳	取 扱	業		1		1							1		0.2					
港	湾運	送	業																		
林			業		2	(1)	2	(1)		7		7		-5	-71.4	0.4		12		12	
水	産		業	1	12		13			6		6		7	116.7	2.7	2	16		18	
卸	売 ・ 小	、売	業		40	(1)	40	(1)		31	(2)	31	(2)	9	29.0	8.4		95	(2)	95	(2)
清	掃		業		11		11		1	24		25		-14	-56.0	2.3	1	53	(1)	54	(1)
そ	の他の	事	業	1	283	(6)	284	(6)		107	(6)	107	(6)	177	165.4	59.8		1376	(11)	1376 ((11)
内	保健衛	生	業		236	(1)	236	(1)		65		65		171	263.1	49.7		1265		1265	
	接客娯	楽	業		12		12			11		11		1	9.1	2.5		31		31	
訳	そ の		他		35	(5)		(5)		31	(6)	31	(6)	4	12.9	7.4		80	(11)	80	(11)
	1 学働※5	ᆕᄼ	· :_		ᅮᄼᄆ	X															

¹ 労働災害の状況(令和5年6月発生分)

全産業の労働災害は475名で、前年の同時期に比べ194名増加しています。また、その他の事業で交通事故による死亡災害が1件発生しています。

[|] 事故の型別では、多い順に「その他」208名、「転倒」96名、「墜落・転落」34名となっており、「その他」はほとんどが新型コロナウイ ルス感染症によるものです。

今 2 6月受付分について

³ コメント

⁷月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。水分・塩分の積極的に取らせる、健康状態の確認、暑 ト さ指数に応じた作業中断の判断を行い、体調不良の者に異常が認められた場合、病院へ搬送、救急隊を要請する等の措置を講じてください。

また、6月に当署管内で交通事故による死亡災害が発生しています。労働者に自動車等を運転させる業務に従事させる事業者におかれましては、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を踏まえて、労働時間・走行管理や乗車開始前の点呼、わき見運転防止や法定速度厳守、体調維持の必要性や睡眠時間の確保等安全運転に留意した教育を行い、自動車の交通労働災害防止に取り組んでください。

令和5年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

	発	発	時	業	規	事	起	四品分別经十二首有
No.	生	生				故 の	因	災 害 の 状 況
	年	月	刻	種	模	型	物	
1	5	3	9時台	水産業	10人~49人	はさまれ・巻き	その他の乗物	被災者は、ホタテ養殖作業のため稚貝の入った箱の搬出入の作業を人力で行っていたところ、アームとキャップスタンの間に挟まれ死亡した。
2		6	11時台	畜産業	10 人~49 人	(道路) 交通事故	トラック	被災者は、大型トラックで片側1車線の道路を走行していたところ、被災者が運転するトラックが対向車線にはみ出し、対向車線 を走行中のバスと正面衝突し死亡した。